

京都市立小学校条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第75号）（総合教育センター指導室東山区小中一貫校開設準備室）

京都市立白川小学校，京都市立新道小学校，京都市立六原小学校，京都市立清水小学校及び京都市立東山小学校の小学校5校を統合し，次のとおり，京都市立開晴小学校を設置することとしました。

なお，京都市立開晴小学校の施設は，京都市立洛東中学校及び京都市立弥栄中学校を統合して設置する京都市立開晴中学校の施設と共用し，両校においては，小学校1年から中学校3年までの9年間を通して一貫した教育を行います。

この条例は，平成23年4月1日から施行することとしました。

統合する小学校の名称	統合後の小学校の名称及び位置
京都市立白川小学校	京都市立開晴小学校（京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地）
京都市立新道小学校	
京都市立六原小学校	
京都市立清水小学校	
京都市立東山小学校	

京都市立小学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第75号

京都市立小学校条例の一部を改正する条例

京都市立小学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

京都市立白川小学校	京都市東山区三条通白川橋東入三丁目夷町175番地 地の2
京都市立新道小学校	京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町130番地
京都市立六原小学校	京都市東山区松原通大和大路東入2丁目轆轤町82番地
京都市立清水小学校	京都市東山区清水二丁目204番地の2
京都市立東山小学校	京都市東山区東大路通渋谷下る妙法院前側町441番地

を

京都市立開晴小学校	京都市東山区六波羅裏門通東入多門町155番地
-----------	------------------------

に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(総合教育センター指導室東山区小中一貫校開設準備室)